

第 51 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 開催報告

令和元年 6 月 20 日
個人情報保護委員会

当委員会は、令和元年 5 月 29 日（水）及び 30 日（木）、東京において、第 51 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム（以下「本フォーラム」という。）を主催した。小川委員、其田事務局長が議長として会議進行を行った。

本フォーラムで採択された声明文 (Communique) の概要は資料 2—2 のとおりである。また、本フォーラムにおいて、当委員会からは、主に以下の点について報告を行った。

- ① **Members only Session**（参加者は、正式メンバーのみ）
 - ・ 「ジュリスディクションレポート（個人情報保護政策に関する取組）」の議題において、個人情報保護法の 3 年ごと見直しに係る取組及び事業者に対する指導・監督等の状況について説明した。
- ② **Closed Session**（参加者は、正式メンバー及びその他の関係データ保護機関）
 - ・ 「グローバルプライバシーの進展」の議題において、CBPR システムの推進に向けた取組について説明した。
- ③ **Broader Session**（参加者は、上記②及び民間の企業や団体のゲストスピーカー）
 - ・ 「人工知能 (AI)」の議題において、当委員会が参加している ICDPPC（データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議）における AI 作業部会における取組等について説明した。
 - ・ 「越境データ移転」の議題において、日 EU 間の相互認証や CBPR システムの推進に関する当委員会の取組について説明した。
 - ・ 「子どものプライバシー」の議題において、当委員会による出前授業や小学生を対象とする標語募集等の取組について説明した。
- ④ **Public Session**（参加者の限定なし）
 - ・ 「グローバル規模におけるデータ流通圏について」の議題において、信頼性のある自由な個人データ流通の枠組み構築に関する当委員会の取組について説明した。

次回第 52 回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムは、本年 12 月 2～4 日にフ

フィリピンのセブで開催予定である。

※本フォーラムについて

アジア太平洋地域のデータ保護機関（12 各国、20 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年 2 回（春と秋）開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年 6 月末に正式メンバーとなった。